

豊中市在宅給食サービス事業業務委託事業者選定実施要領

1. 実施目的

在宅給食サービス事業の業務を効率的かつ効果的に実施することを目的として、当該業務を事業者に委託することとします。

委託事業者の選定において、本事業の実施を委託するのに最もふさわしい事業者を総合的に評価するため、プロポーザル方式に沿った企画提案審査を実施します。

2. 委託業務概要

- (1) 業務名 豊中市在宅給食サービス事業
- (2) 事業内容 『豊中市在宅給食サービス事業実施要綱』及び『豊中市障害者在宅給食サービス事業実施要綱』参照
- (2) 業務内容 『豊中市在宅給食サービス事業委託仕様書』参照
- (3) 委託期間 令和4年（2022年）4月1日～令和5年（2023年）3月31日まで
- (4) 契約方法 単価契約

3. 委託料及び利用者負担額【提案参考額】（消費税及び地方消費税を含む）

- (1) 委託料（配達にかかる諸費用）
1食あたり269円を上限とする。
- (2) 利用者負担額（原材料費及び調理にかかる諸費用）
1食あたり700円以内で事業者が設定する。
- (3) 一般向けに配食事業を行っている場合は、一般利用価格には配達にかかる諸費用が含まれていることから、同内容の弁当においては、本事業の利用者負担と委託料の合計は一般利用価格より低くならない。

4. 参加資格

本件に参加できる者は、令和4年4月1日時点で、本市の入札参加資格登録業者であるとともに、参加申込書等の提出時点で下記のすべての要件を満たすものとします。なお、本申込書等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めません。

- (1) 弁当の調製が可能な食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく許可を受けており、本事業で提案する調理・配達拠点において過去3年間に食中毒による行政処分を受けていないこと。
- (2) 事業者の責任によって調理もしくは調整から配達及び安否確認の一連の業務を実施できること。
- (3) 事業実施に必要な人材及び配食用車両その他の器具・機材を現に確保しており事業を継続的に安定して実施していること。
- (4) 令和4年3月1日までに宅配弁当等の実績が6カ月以上あること。
- (5) 週5日以上配食が可能であること。ただし、12月29日から翌年1月3日を除く。
- (6) 昼食及び夕食の両方の配食が可能であること。

- (7) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (8) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (9) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (10) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 号の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (11) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (12) 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (13) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 127 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

5. 公募選定のスケジュール

項 目	期 限 等
公募実施要領・仕様書等を市ホームページに掲載	令和 4 年 1 月 20 日（木）
説明会参加申込書の提出	令和 4 年 1 月 25 日（火）正午（必着）
説明会	令和 4 年 1 月 27 日（木）午後 1 時 30 分～2 時 30 分 会場：地域共生センター3 階第 2 会議室 ※ 基本、オンライン（ZOOM）での参加をお願いします。
質問書の提出（事業者⇒市）	令和 4 年 1 月 27 日（木）午後 5 時 15 分（必着）
質問書への回答（市⇒事業者）	令和 4 年 2 月 3 日（木）

を市ホームページに掲載	
申請書類の提出	令和4年2月10日（木）正午（必着）
確認事項の送付（市⇒事業者）	令和4年2月18日（金） ※ 確認すべき事項がある事業所にのみ送付します。
確認事項への回答（事業者⇒市）	令和4年2月24日（木）正午（必着）
書類審査	令和4年2月25日（金）を予定
審査結果の通知	令和4年3月初旬発送予定
委託契約の締結	令和4年3月下旬予定

6. 説明会（参加は任意）

参加を希望する事業所は説明会参加申込書（様式1）を電子メールもしくはFAXにて提出すること。

【提出期限】 令和4年1月25日（火）正午（必着）

【開催日時】 令和4年1月27日（木）午後1時30分～2時30分

【開催場所】 地域共生センター3階第2会議室

※ 基本、オンライン（ZOOM）での参加をお願いします。

※ オンライン環境がない場合は現地での参加も可能です。

※ 駐車場はありません。車で来られる場合は民間の有料駐車場を利用してください。

※ 会場への問い合わせはできません。

7. 質問書の受付

本募集要領および仕様書の内容に不明な点がある場合は、事務局まで質問書（様式2）を電子メールもしくはFAXにて提出すること。

【提出期限】 令和4年1月27日（木）午後5時15分（必着）

【回 答】 令和4年2月3日（木）市ホームページに掲載

【備 考】 電話での質問は一切受け付けません。

8. 申請書類の提出

【提出期限】 令和4年2月10日（木）正午（必着）

【提出先】 豊中市役所 福祉部 長寿安心課 相談安心係
豊中市中桜塚3-1-1（第2庁舎1階）

【提出方法】

以下の方法により必要書類をすべて揃え、持参（土日および時間外は受け付けない）、または送付（郵便、宅急便等）。なお、送付の場合、提出書類の到達について確認すること。

- ① 提出する書類の規格はA4判片とじ・横書き・両面とする。
- ② 文字は11ポイント以上とし、フォントは任意とする。
- ③ 全体にページを付け、目次を付ける。
- ④ 提出部数は12部とし、1部ずつA4判フラットファイルに綴じる。

- ⑤ 提出書類の項目ごとにインデックスを付ける。
- ⑥ PDF形式にしてCD-R等に保存したものを1枚提出する。

【提出書類】

法人

- ① 参加申込書（様式3）
- ② 応募にかかる誓約書（様式4）
- ③ 1食あたりの委託料見積書（様式5） ※配食時の配達にかかる諸費用を明示したもの
- ④ 受託企画書（様式6）
- ⑤ 定款又は寄付行為 ※法人代表者が原本証明したもの
- ⑥ 食品衛生法に定める許可証の写し
※令和3年6月までに許可を取得している場合にあっては、「弁当類の調製及び仕出し行為を禁ずる」の許可条件が付されていないもの
- ⑦ 申請日前1年以内に保健所から文書指導を受けていればその写し
- ⑧ 食中毒事故に関する証明書原本（保健所発行）（様式7）
※本事業で提案する調理・配達拠点において申請時前3箇年に食中毒事故等を起こしていない旨の証明書。ただし、営業期間が3箇年に満たない場合は、営業開始日以降、食中毒事故等を起こしていない旨の証明書とする。
- ⑨ 業務マニュアル ※配達、衛生管理（衛生管理計画）、緊急対応等に関するもの
- ⑩ 法人・施設パンフレット ※配食事業に関するパンフレット及び料金表を含む
- ⑪ 施設写真 ※食事見本、調理施設、調理作業風景を各3カット以上
- ⑫ 管理栄養士等免許証または資格証明書の写し

個人事業

法人と共通書類：上記①～④、⑥～⑫

個人事業主のみ必要となる書類は次のとおり。

- ① 個人事業の開業届出書の写し

【応募書類の取扱い】

- ① 提出書類の分割提出は認めない。また、提出書類の不足または提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。
- ② 提出書類はいかなる場合でも返却しない。
- ③ 提出書類に不備等が発見された場合は、補正を求めることがある。
- ④ 提出期限後の差し替えは認めない（豊中市が補正等を求める場合を除く）。

9. 確認事項への回答

提出された書類等の内容に不明な点等がある場合、市から確認事項を送付するので、事務局まで確認事項への回答（様式任意）を電子メールにて提出すること。

【提出期限】 令和4年2月24日（木）正午（必着）

10. 審査方法等

市職員で構成する選定委員会を設置し、提出された書類をもとに審査する。

受託条件を全て満たし、提出された書類に疑義がない事業者全てと協議が整えば契約を締結する。そのため、複数社が事業を受託する可能性がある。

審査の結果は、すべての提案者に対して令和4年3月初旬に文書で通知する。なお、豊中市と仕様ならびに価格等協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、通知をもって本業務の受託者を約するものではない。

11. 提案者失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・ 企画提案書を提出後に「4. 参加資格」で規定する内容に抵触するに至ったとき
- ・ 提案上限額を超える提案を行ったとき
- ・ 提案書類において虚偽の内容を記載したとき
- ・ 提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・ 正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・ 法令ならびに豊中市の関係条例および関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ・ 審査の公平性を害する行為があったとき
- ・ 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、選考委員会が失格であると認めたとき

12. 契約

- (1) 審査の結果、要件を満たしていると認められた事業者については、令和4年3月下旬の契約締結を目途に、豊中市と契約手続きを行う。
- (2) 契約内容および仕様については、採択された提案をもとに、豊中市と詳細を協議する。この際、改めて豊中市から提案内容の説明を求めることがある。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。
- (3) 本業務の受託者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金を納付しなければならない。なお、豊中市財務規則第110条第3号が適用される場合はこの限りではない。

13. 留意事項

- (1) 書類の作成経費や旅費等の応募にかかるすべての経費は提案事業者の負担とする。
- (2) 審査委員会の構成員、提案事業者名簿等の内容についての質問は一切受け付けない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 企画提案書の提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに下記事務局まで連絡をするとともに、参加辞退届（様式任意）を豊中市長に提出すること。
なお、取り下げによる不利益な取り扱いはしない。
- (5) 今回の募集・選考の結果は、決して今後の業務実績等を保証するものではない。

- (6) 本事業を実施できるか状況把握するため、必要に応じ、応募者の調理施設や事務所に立ち入り、施設設備及び帳簿類の検査を行い、本事業に関してヒアリングを実施するとともに、追加書類や弁当サンプルの提出を求める場合がある。
- (7) 申請書類は、情報公開の対象となる場合があるので、経営手法に関するもの等で公開されたくない場合は、提出時にその旨を市職員に伝えるとともに明記すること。

14. 事務局（問い合わせ先）

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1（豊中市役所第二庁舎 1 階）

豊中市福祉部長寿安心課相談安心係 担当：山下、井上

電話 06-6858-2856（直通） FAX 06-6858-3611 E-mail choujuanshin@city.toyonaka.osaka.jp

豊中市福祉部障害福祉課相談支援係 担当：荒木、森田

電話 06-6858-2224（直通） FAX 06-6858-1122 E-mail shougaiifukushi@city.toyonaka.osaka.jp